

回 覧

町では、都市計画法第17条第1項に基づき、9月広報で都市計画の案について回覧しましたが、下記内容を補足で説明いたします。

【9月広報での回覧】

◆案 件	県南都市計画下水道（矢吹町決定）の変更について（案）
◆案の概要	今回、国道4号沿線の住宅、県施設及び周辺住宅の立地、工場立地により、下水道整備の要望の高い区域を公共下水道区域にするため114ha（北町、滝八幡、舘沢、大町、花咲、新町、北浦、大和内、大池、善郷内、東郷、一本木、八幡町、田町、弥栄、大久保、文京町及び鍋内の各一部の区域）を追加する。
◆案の図面	裏面のとおりです。

【お問合せ先】 矢吹町役場 上下水道課 ☎0248-44-5152
矢吹町一本木358番地8

【補足説明】

- ①将来開発等が見込まれるエリアについて、公共下水道区域の追加を行います。
 - ②追加するエリア（案）については、将来的に整備を計画しているエリアです。
 - ③下水道整備の工事をしない限り、受益者負担金（※）は賦課されません。
- （※）下水道が整備されると生活環境が改善され、土地の利用価値が高まるため、利益を受ける土地の所有者などから建設費の一部を負担していただくものです。

追加するエリア(案)

